



# 大野一心

NO.38

令和5年11月29日(水) 文責：校長 諸熊 修一

## SNSに関する講演会を実施しました

11月27日(月)に青少年教育センター所長の川口貴晴氏をお呼びして、SNSの適切な使用に関する講演会を実施しました。調べてみると、スマホは日本では2008年から販売がスタートしたということなので、中学生以下の子どもたちにとっては、生まれた時から身近にスマホがある世代になります。



母親が小さな子どもを静かにさせるためにタブレットを渡して、自分自身はスマホの画面に見入っているという光景や、赤ちゃんに絵本を渡すと、ページをめくるのではなく、そのページをスワイプ(画面に指を置いて任意の方向に滑らせる動作)するという笑い話にもならない話を聞いたのが、もう10年近く前になります。

SNSや動画配信・投稿サイトなど様々なデジタルサービス普及により、あらゆる主体が情報の発信者となり、インターネット上では膨大な情報やデータが流通し、誰もがこれらを容易に入手することが可能となりました。それに伴って、深刻な犯罪や事件が全国的にも多発しています。

講演では、具体的な例を用いながらの話で、子どもたちは、熱心に聞き入っていました。川口所長の話の中で「知っておいてほしい」と言われたことを再度確認します。

### 1 オンラインゲームなどに関係するトラブル

- ・課金については、限度額を決める
- ・ボイスチャットは、十分に注意する
- ・ID・パスワードは教えない
- ・他人のID・パスワードで勝手にログインしない

### 2 グループトークでの友人とのトラブル

- ・「!」と「?」では意味が逆になることもある
- ・あいまいなやりとりをせず、見直すことを習慣にする
- ・「ムカツ」「イラッ」としたら深呼吸。ちょっと考えてから動く

### 3 著作権法違反・肖像権侵害

- ・他人の写真を勝手にネットで拡散すると、慰謝料・損害賠償を請求される可能性がある

### 4 個人情報の拡散、プライバシーの侵害

- ・背景から住所や個人が特定されることもある。撮影・投稿には十分に注意する
- ・投稿前には必ずチェックする
- ・「個人が特定できるもの・コト」を安易に公開しないようにする

### 5 誹謗・中傷

- ・誹謗と批判の違いを正しく見極める
- ・匿名であっても投稿の発信者が特定できる仕組みがある

